

○経済産業省令第八号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）を実施するため、輸入貿易管理規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年三月五日

経済産業大臣 甘利 明

輸入貿易管理規則の一部を改正する省令

輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項第一号中「イからハまでに掲げる輸入の承認を受けようとする者」の下に「（第五条に規定する貨物の輸入についての承認を除く。）」を加え、同号イ中「第四条第一項」を「第四条第一項第二号」に、「第五条に規定する貨物の輸入についての承認を除く。」を「全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。」に、「輸入二号承認申請様式」を「輸入承認申請様式」に改め、同号ロ中「令第九条第一項」を「令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）及び令第九条第一項」に、「イの申請をしようとする者」を「令第四条第一項の規定による輸入の承認を受けようとする者」に改め、同号ハ中「前条第一項第一号ハに規定する貨

物」を「前条第一項第一号ハの規定により経済産業大臣が告示で定める貨物」に改め、同項第二号中「輸入
二号承認内容訂正申請様式又は」を削る。

第五条中「無償の貨物」の下に「であつて、経済産業大臣の指示する範囲内のもの」を加える。

附 則

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。